

群馬東部水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分等手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2の規定に基づき、企業長が指定した指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）に対し、法第25条の11及び群馬東部水道企業団指定給水装置工事事業者規程（平成28年群馬東部水道企業団企業管理規程第12号。以下「事業者規程」という。）第8条の規定に基づき行う指定の取消し処分及びこれに関連して行う手続きなどについて、他の法律等に特別の定めがあるときを除いて、必要な事項を定めるものとする。

(処分の種類)

第2条 指定事業者の違反行為に対する処分（以下「処分」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 指定の取消し
- (2) 指定の効力停止

(処分の基準)

第3条 この要綱に定める処分の基準は、別表のとおりとし、違反行為に対する処分は、同表に定める違反点数の累積（以下「累積違反点数」という。）により、決定する。

2 前項の違反点数につき、以下の各号にあたる時は、別表に定める該当事項のうち、最も重いものを適用するものとする。

- (1) 1つの違反行為が、別表に定める該当事項の2以上にあたる時
- (2) 複数の違反行為が、一連のものであると認められる時

3 集合住宅及び開発行為工事等において、同一工事と認められる2以上の給水装置工事に係る違反行為については、1つの違反行為とみなす。

(違反点数の累積期間)

第4条 違反点数は、違反行為に係る指導を受けた日から2年の間累積し、当該期間の経過後は、その起算日に遡り、消滅する。

2 前項の期間中に新たな違反点数が加算されたときは、当該期間は更新され、新たな違反行為に係る指導を受けた日から、2年を経過しなければ、消滅しないものとする。

3 指定の効力停止の処分を受けたときは、累積違反点数の消滅までの期間は、その進行を停止し、指定の効力停止の期間が終了したときから再びその進行を始めるものとする。

4 指定の取消し処分を受けたときは、累積違反点数は、当該処分を受けた日をもって消滅する。

(違反行為の調査、指導)

第5条 指定給水装置工事事業者の指定及び指導に関することを主管する課（以下「主管課」という。）の所属長（以下「主管課長」という。）は、指定事業者が違反行為を行った疑いがあると認めるときは、その事実確認の調査を行うことができる。

2 主管課長は、前項の調査において違反行為が認められたときは、指定給水装置工事事業者の違反行為等に関する報告書（様式第1号）にて当該指定事業者を呼び出し、違反行為の是正を指導（以下「呼出指導」という。）しなければならない。

3 主管課長は、違反行為が軽微なものであり、再発防止のため注意等を促すことが必要と認めるときには、文書による指導を行うことができる。

4 主管課長は、前二項の指導を行ってもなお改善が認められないときは、当該指定事業者に対し、業務改善通告（様式第2号）、通告書（様式第3号）又は警告書（様式第4号）にて、改善通告を行わなければならない。

（業務の委任）

第6条 主管課長は、前条の規定のうち一部又は全部について、民間企業、外部の団体又は個人等に業務の委託を行うことができる。

2 前項の委託を受けた者は、前条の調査、指導を行ったときは、給水装置工事不良事例報告書（様式第5号）を作成し、主管課長へ報告しなければならない。

（違反行為の報告）

第7条 主管課長は、報告の内容を検討し、当該違反行為が処分に該当すると判断したときは、違反行為調査報告書（様式第6号）にて、企業長へと報告しなければならない。

（審査委員会への諮問）

第8条 企業長は、前条の報告を受けたときは、事業者規程第18条に定める群馬東部水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮問する。

（審査委員会）

第9条 審査委員会は、指定事業者に関する処分の公正を期すことをその目的とし、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

（1） 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって組織する。

（2） 委員長は群馬東部水道企業団局長とし、副委員長は、委員長が委員の中からあらかじめ指名する。

（3） 委員長は、委員を代表し、会務を総理する。

（4） 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（5） 委員は、次長並びに群馬東部水道企業団組織及び事務分掌規程（平成28年群馬東部水道企業団企業管理規程第2号）第3条にて規定された課及び支所の長とする。

（6） 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審査委員会に列席させ、意見を述べさせることができる。

2 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 審査委員会の庶務は、主管課において処理する。

（意見陳述のための手続）

第10条 企業長は、違反行為の内容が処分に相当すると判断したときは、審査委員会の開催前に、当該処分の名あて人になるべき者について、意見陳述のための手続を行わなければならない。ただし、当該処分が、指定事業者が法第25条の3第1項に掲げる要件を欠き、又は不正の手段により指定を受けたことによるものであり、かつ、客観的な資料などにより当該違反行為が直接証明され得るときは、この限りではない。

(審査委員会の処分基準)

第11条 審査委員会は、累積違反点数に基づき、第7条に規定された報告や、指定事業者の意見陳述などを総合的に判断したうえで審査をすることを原則とする。

2 累積違反点数が以下の各号に該当するときは、その処分に関しては、当該各号に定めるところを原則とする。

- (1) 120点以下 1か月の指定の効力停止
- (2) 121点以上150点以下 2か月の指定の効力停止
- (3) 151点以上180点以下 4か月の指定の効力停止
- (4) 181点以上200点以下 6か月の指定の効力停止
- (5) 201点以上 指定の取消し

3 指定事業者の行状が、以下の各号に該当すると認められるときは、前項の規定によらず、指定の取消しとする。

- (1) 改善通告を行っても改善の余地がないと判断される時
- (2) 指定の効力停止期間中にも関わらず、給水装置工事の施工等を行ったとき
- (3) その他違反行為が、指定事業者としての常識を大きく逸脱しており、適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき

(処分の決定等)

第12条 処分の決定は、審査委員会の審査結果をもとに、企業長が決定する。

2 企業長は、決定した処分について、違反行為処分決定通知書(様式第7号)にて当該指定事業者へ速やかに通知するとともに、事業者規程第10条の規定により、公示しなければならない。

(指定事業者証の返納)

第13条 処分を受けた指定事業者は、事業者規程第6条の規定により交付された指定事業者証を、企業長へ速やかに返納しなければならない。

(処分後の給水装置工事の施工)

第14条 処分を受けた指定事業者は、当該処分の効力が発生する日から、給水装置工事を施工することはできない。ただし、企業長が必要と認めたときは、当該処分の公示日の前日までに承認を受けた給水装置工事に限り、完了するまでの間当該処分の効力の発生を遅らせることができる。

2 指定事業者は、当該処分の効力が発生する日の前日までに承認を受けた給水装置工事については、当該指定事業者自らの責任において他の指定事業者に行わせるものとし、施工引継報告書(様式第8号)を提出するものとする。

(主任技術者に対する措置)

第15条 企業長は、法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」という。)が、法第25条の5第3項に規定する主任技術者免状の返納命令に該当する重大な違反行為があったと認める場合は、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

2 前項の通知を行わない場合で、企業長が必要と認めるときは、当該違反行為を行った主任技術者に対し、指導を行う。

(しん酌すべき事情)

第16条 事業者規程第9条に規定する「しん酌すべき特段の事情があるとき」とは、次の各号に掲げるときをいう。

- (1) 届出書類等に不備があるが、故意によるものでなく、単に過失と認められるとき。
- (2) 法第25条の4第3項及び水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第23条に規定する「給水装置工事主任技術者の職務」に支障が生じたが、その原因が、給水装置工事主任技術者の不慮の事故又は病気等によるものと認められるとき。
- (3) 給水装置工事の施工に支障を来したが、故意によるものではなく、その損害が軽微なものと認められるとき。
- (4) 水道施設の機能に損害を与えたが、故意によるものではなく、その損害が軽微なものと認められるとき。
- (5) その他企業長が特に認めたとき。

(その他)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）群馬東部水道企業団 指定給水装置工事事業者違反行為処分基準表

水道法	事業者規程		該当事項	違反点数(注1)	
第25条の11	8条	関係条項			
第8号	1号		・ 不正の手段により指定給水装置工事事業者の指定を受けた。	・ 210点	
第1号	2号	第5条第1号	・ 事業所ごとに給水装置主任技術者を置かない。	・ 60点	
		第5条第2号	・ 事業者規程第5条第2項にて定める機械器具を有しない。	・ 60点	
		第5条第3号	ア	・ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。	・ 60点
			イ	・ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明した。	・ 210点
			ウ	・ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であることが判明した。	・ 210点
			エ	・ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である。	・ 30点
				① 無断通水、メーターの不正使用等をした。	・ 15点(注2)
② 道路掘削許可や道路使用許可、道路・河川占用許可などを受けずに、工事を施工した。	・ 30点				
③ 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させた。	・ 30点				
④ 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えた。	・ 30点				
⑤ その他不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある。	・ 15点(注2)				
オ	・ 法人であって、その役員のうち事業者規程第5条第3項アからエまでに該当する者がいることが判明した。	・ 60点			
第3号	3号	第7条	・ 事業所の名称、所在地等の変更届の無提出又は休止届、廃止届若しくは再開届の無提出又は虚偽の報告をした。	・ 60点	
第2号	4号	第12条	・ 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしない。	・ 60点	
			・ 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務を行うにあたり支障がある。	・ 60点	
第4号	5号	第13条第1号	・ 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名していない。	・ 15点(注2)	

		第13条 第2号	<ul style="list-style-type: none"> 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させず、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させていない。 	・ 15点(注2)	
		第13条 第3号	<ul style="list-style-type: none"> 企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するような工事を施工していない。 	・ 15点(注2)	
		第13条 第4号	<ul style="list-style-type: none"> 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のための、研修の機会を確保していない。 	・ 15点	
		第13条 第5号	ア	<ul style="list-style-type: none"> 水道法施行令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置した。 	・ 30点
			イ	<ul style="list-style-type: none"> 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用した。 	・ 15点(注2)
		第13条 第6号	<ul style="list-style-type: none"> 指名した給水装置工事主任技術者に、施工した給水装置工事ごとの記録を作成させていない、又は作成の日から3年間保存していない。 	・ 60点	
第5号	6号	第15条	<ul style="list-style-type: none"> 給水装置検査における、企業長の求めによる主任技術者の立会いに対し、正当な理由なくこれに応じない。 	・ 15点(注2)	
第6号	7号	第17条	<ul style="list-style-type: none"> 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした。 	・ 15点(注2)	
第7号	8号		<ul style="list-style-type: none"> 施工した工事が、水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大である。 	・ 15点(注2)	

(注1) 以下に該当するときは、これらの点数によらず、210点を加点するものとする。

- ① 指定事業者が虚偽の申請・報告などを行ったとき
- ② 度重なる指導や、改善通告などを行ってもなお、改善の余地がないと判断されるとき
- ③ その違反行為に関し、指定事業者が適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき

(注2) その違反行為が悪質である場合や、公衆に対して与える影響が大きいと認められるときは、これらの点数によらず、30点を加点するものとする。

第 年 月 日 号

（指定給水装置工事事業者名） 御中

群馬東部水道企業団
企業長

違反行為内容通知

群馬東部水道企業団指定給水装置工事事業者規程に違反する行為があったので、群馬東部水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分等手続要綱第5条第2項の規定により、その事情の聴取と業務改善の勧告等を目的として、呼び出しいたします。

記

1 違反行為の内容

累積違反点数： 点

2 呼び出し日時： 年 月 日 午前・午後 時 分
場所：

注1) 出頭の際には、必ず本通知書を持参してください。また、上記指定日時に出頭できない理由がある場合は、事前に連絡してください。

2) 理由なく呼出しに応じない場合は、法令に照らし厳正な処置をとることがあることを、申し添えます。

第 年 月 日 号

（指定給水装置工事事業者名） 御中

群馬東部水道企業団
企業長

業務改善通告

群馬東部水道企業団指定給水装置工事事業者規程（以下「事業者規程」という。）に違反する行為があったので、群馬東部水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分等手続要綱第5条第4項の規定により、業務の改善を通告します。

今後は、事業者規程その他の関係法令等の規定を遵守し、違反行為のないよう万全を期してください。

なお、違反行為を是正しなかったとき、又は違反行為を繰り返したときは、事業者規程第8条又は第9条の規定により、指定の取消し又は指定の効力停止をすることとなるので注意してください。

記

1 業務改善通告対象行為

2 過去の違反等の記録

累積違反点数： 点

注）本業務改善通告に対して疑義がある場合は、担当課に連絡のうえ、企業団へ本状を持参すること。

第 年 月 日 号

（指定給水装置工事事業者名） 御中

群馬東部水道企業団
企業長

通告書

群馬東部水道企業団指定給水装置工事事業者規程（以下「事業者規程」という。）に違反する行為があるため、群馬東部水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分等手続要綱第5条第4項の規定により、業務の改善を通告する。

当通告を受けてなお、下記の期日までに違反行為を是正しなかったときは、事業者規程第8条又は第9条の規定により、指定の取消し又は指定の効力停止を行うことを申し添える。

記

1 通告対象行為

累積違反点数： 点

2 根拠法令

3 是正期限

第 年 月 日 号

（指定給水装置工事事業者名） 御中

群馬東部水道企業団
企業長

警告書

指定給水装置工事事業者は、水道法（昭和32年法律第177号）第25条の8、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第36条、その他関係法令において、給水装置工事事業者の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事事業者の事業の運営に努めなければならない、と規定されている。

これらは、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを趣旨として規定されているものであり、これに反した行為は、法の趣旨に反するものであり、厳に慎むべく、この文書をもって、警告する。

なお、本警告を無視して違反行為を行った場合には、法令に照らし厳正な処置をとることがあるので、念のため申し添える。

記

1 違反行為

累積違反点数： 点

2 法的根拠

年 月 日

群馬東部水道企業団
（主管）課長 様

受託者

印

指定給水装置工事事業者の違反行為等に関する報告書

次のとおり、指定給水装置工事事業者の違反行為等がありましたので、指導内容等について、群馬東部水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分等
手続要綱第6条第2項の規定に基づき、報告いたします。

- 1 確認年月日

- 2 違反行為等の内容、累積違反点数

- 3 指定給水装置工事事業者及び主任技術者氏名

- 4 確認時の状況、事情聴取の内容等

- 5 指導内容

- 5 添付書類

- 6 備考

年 月 日

群馬東部水道企業団
企業長 様

（主管）課長

違反行為調査報告書

群馬東部水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分等手続要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

指定給水装置工事事業者の 指定番号	第 号
指定給水装置工事事業者の 名称又は氏名	
違反行為の内容、発生場所	
違反行為に対する所見	

第 年 月 日 号

（指定給水装置工事事業者名） 御中

群馬東部水道企業団
企業長

違反行為処分決定通知書

あなたの群馬東部水道企業団指定給水装置工事事業者規程に違反する行為について、下記のとおり処分を決定したので、通知します。

記

- 1 氏名又は名称 :
- 2 指定番号 :
- 3 処分の種類 :
(指定の効果停止期間: 年 月 日から 年 月 日まで)
- 4 処分の理由 :
累積違反点数(過去2年) : 点

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で群馬東部水道企業団(以下「企業団」という。)の企業長(以下「企業長」という。)に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、企業団を被告として(訴訟において企業団を代表する者は企業長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

群馬東部水道企業団
企業長 様

報告者
住所
事業者名
代表者名 印

施工引継報告書

群馬東部水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分等手続要綱第14条に基づき、以下のとおり報告いたします。

なお、完了までは、施工業者が責任をもって施工いたします。

給水装置工事	受付番号	
	申込者氏名	
	設置場所	
	工事種別	
引継ぎする指定工事事業者 (施工業者)	住所 事業者名 代表者名 印 電話番号 主任技術者名	